

協会会員
介護福祉士養成施設 代表者 殿

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会長 澤田 豊
〔公印省略〕

介護福祉士国家資格取得経過措置の延長要望について

日頃から介護福祉士の養成にご尽力されておりますことを感謝申し上げます。

さて、養成校卒業生に係る介護福祉士資格取得の一元化に関し、令和8年度までに養成校を卒業する者について、介護福祉士資格取得の経過措置を講ずることとされています。

一方、介護福祉士を目指す外国人留学生の養成校への入学者数は、令和5年度は142校に1,802人の外国人留学生が入学しており、全入学者数6,192人の約3割を占めていて、介護人材確保の面及び学校経営の面において重要な存在となっています。

外国人留学生の合格率は協会会員各校のご努力もあり、直近では約5割と上昇してきているものの、日本人学生の合格率と遜色ない合格率とするには経過措置が終了する令和8年度から更に5年程度の期間を要すると想定しており、令和8年度に経過措置が終了した場合、多数の外国人留学生が在留資格「介護」を取得できず介護施設に送れないと推定しています。このため介護人材確保の観点及び学校経営維持の観点から、当協会では、本年8月29日開催の第4回理事会において、経過措置の延長を要望していくことが合意され、12月に厚生労働省に対して文書で要望することとしております。

このような中、介護福祉士養成教育を行う一部の大学及び教員を会員として構成される「介護福祉士養成大学連絡協議会」は厚生労働省に対して「経過措置の延長に反対」である趣旨の要望書を提出するとの連絡が当協会事務局にありました。

このことに関連して、会員校のみなさまに誤解が生ずる恐れがありますので次のとおりお知らせいたします。

- 1 今後も介護福祉士資格取得経過措置を延長要望することなど当協会が行う施策については、介護福祉施設の団体などと、より緊密な関係をもって進めてまいります。
- 2 介護福祉士養成大学連絡協議会には当協会と重複している会員校があるものの、当協会の定款や組織管理規定などの協会規程で同協議会に関する規定はなく、同協議会は当協会とは関係のない団体です。

以上

公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

担当 山田 (yamada@kaiyokyo.net)
〒113-0033
東京都文京区本郷3-3-10
藤和シティコープ御茶ノ水2階
TEL: 03-3830-0471 FAX: 03-3830-0472